

吉備中央町社会福祉法人連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、吉備中央町社会福祉法人連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、吉備中央町内に拠点のある社会福祉法人が社会福祉法第24条第2項に規定される「地域における公益的な取組」について協働し、制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援を行うと共に、会員相互及び行政機関等との連携を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 協議会は、吉備中央町内に拠点があり、入会を承認された社会福祉法人をもって構成する。

(事 業)

第4条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会貢献事業
- (2) 関係機関等との交流、連携、協働に関する事業
- (3) 会員相互の情報交換、研修、調査
- (4) 災害支援事業
- (5) その他、協議会の目的達成に必要な事業

(会 費)

第5条 協議会の目的を達成するため、会員から会費を徴収することができる。なお、事業実施に必要な経費は別途徴収するものとする。

(入 会)

第6条 協議会に入会を希望する社会福祉法人は、別に定める申込書（様式第1号）を会長へ提出し、役員会の承認を得るものとする。

(退 会)

第7条 会員は、別に定める退会届（様式第2号）を会長へ提出することにより、退会することができる。

(役 員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 監事は、協議会の会計及び事業を監査する。
- 5 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、会員の互選とする。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 必要に応じて部会、検討会等を設置することができる。

(総 会)

第10条 総会は、協議会の議決機関とし、毎年1回以上開催し、会長が招集する。

- 2 総会審議は書面議決とすることができる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席又は表決書の提出をもって成立する。ただし、集会形式の場合は委任状も有効とする。
- 4 総会の議決は、出席者又は表決書の提出者の過半数の賛成をもって成立する。
- 5 総会の議事は会長が進行する。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長をもって構成し、会長が招集する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会（吉備中央町竹荘541）に置く。

(会 計)

第13条 協議会の会計は、事務局が担当する。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。ただし、設立年度においては、設立した日より始まるものとする。

(個人情報)

第14条 協議会の事業を実施するに当たっては、個人情報の適切な管理に十分配慮したうえで、関係者で情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことのないように、会長及び会員法人内の役職員等に周知徹底を図ることとする。

(会則の変更)

第15条 この会則の変更は、総会の承認を必要とする。

(その他)

第16条 この会則に定めのない事項は、役員会において定める。

附 則

この会則は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年8月5日から施行する。